



松 本 病 院

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行い、九州厚生局に届出をしている保険医療機関です。

【 施 設 基 準 】

- 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 4
 - 救急医療管理加算
 - 超急性期脳卒中加入算
 - 医師事務作業補助体制加算 1 30対1 補助体制加算
 - 急性期看護補助体制加算 25対1 看護補助者5割以上
 - 夜間急性期看護補助体制加算50対1
 - 夜間看護体制加算
 - 療養環境加算
 - リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
 - 医療安全対策加算1
 - 感染対策向上加算3・連携強化加算
 - せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 地域包括ケア入院医療管理料 1
 - 看護職員配置加算
 - 看護補助者配置加算
- 療養病棟入院基本料 2
 - 療養病棟療養環境加算 1
- 看護職員処遇改善評価料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料
- 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
 - 食堂加算
- 診療録管理体制加算 3
- データ提出加算 1 及び 3
- 入退院支援加算 1
- 医療DX推進体制整備加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 地域連携夜間・休日診療料
- 夜間休日救急搬送医学管理料・救急搬送看護体制加算 2
- 在宅療養支援病院（別添1の「14の2」の1の（3）に規定する支援病院）
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）・初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- 医科点数表第2章第10部手術の通則4及び5及び6に掲げる手術

特掲診療料の施設基準に係る届出術式実施件数は以下のとおりです。

(対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区 分	項 目	手 術 名	件 数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0 件
1	ア	脳動脈瘤頸部クリッピング	0 件
1	ア	緊急穿頭血腫除去術	0 件
1	ア	脊髄刺激装置植込術・脊髄刺激装置交換術	4 件
2	ア	靱帯断裂形成手術等(観血的関節受動術)	0 件
2	イ	水頭症手術等	5 件
その他	ア	人工関節置換術	0 件
その他		椎間板内酵素注入療法	3 件